北秋田市スポーツ・文化合宿等誘致促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、本市におけるスポーツや文化活動等に係る合宿等の誘致を促進し、交流人口の拡大及び地域の活性化に資するため、市内の宿泊施設を利用したスポーツ・文化合宿等を行う団体に対して北秋田市が補助金を交付することに関し、北秋田市補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　スポーツ・文化合宿等　市内のスポーツ・文化施設及び宿泊施設を利用して実施する市外からの合宿等（大会参加に係る宿泊は除く。以下「合宿等」という。）

(2)　スポーツ・文化団体　小学生、中学生、高校生、大学生、専門学校生又は社会人が所属するスポーツ・文化部、団体等（同好会を含む。）

(3)　スポーツ・文化施設　公立又は民間のスポーツ施設、学校体育施設及び文化施設

(4)　宿泊施設　旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条第１項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に係る施設（キャンプ場、バンガロー等は除く。）

(5)　延べ宿泊者数　合宿参加者の宿泊日数の合計

(6)　延べ利用者数　合宿参加者の秋田内陸縦貫鉄道利用日数の合計

(補助対象者)

第3条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、合宿等を実施する市外のスポーツ・文化団体とする。ただし、保護者、付添人を除く。

（交付の要件等）

第4条　補助金の交付の対象となる合宿等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1)　市内のスポーツ・文化施設を利用し、かつ、市内の宿泊施設に宿泊して実施すること。

(2)　合宿等に参加する者が５人以上であること。

(3)　宿泊日数が連続２日間以上で、延べ宿泊者数が１０名以上であること。

(4)　当該年度の３月３１日までに終了する合宿等であること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(1)　営利を目的としている場合

(2)　宗教的又は政治的活動を目的としている場合

(3)　市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けている場合

(4)　その他市長が不適当と認める場合

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第5条　補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金額 | 補助限度額 |
| 合宿等に関する経費のうち宿泊費 | １日３，０００円×延べ宿泊者数  （ただし、１日の宿泊費が３，０００円に満たない場合は実費とする） | １団体につき１年間  合わせて３０万円を限度とする |
| 合宿等に関する経費のうち宿舎から練習会場までの移動として利用した秋田内陸縦貫鉄道料金（参加者全員が利用すること） | １日５００円×延べ利用者数  （ただし、１日の利用料金が５００円に満たない場合は実費とする） |

（補助金の交付申請）

第6条　補助金対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、合宿等の開始日まで、交付要綱第３条補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)　合宿等（変更）計画書（様式第１号）

(2) 収支予算書（様式第２号）

(3)　合宿等参加者名簿（様式第３号）

（補助金の変更申請）

第7条　補助金の交付決定を受けた者は、申請に係る事項を変更しようとするときは、合宿（変更）計画書を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第8条　補助金の交付決定を受けた者は、合宿等が終了したときは、交付要綱第10条の補助事業等実績報告書に、次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)　合宿実績書（様式第４号）

(2)　合宿参加者名簿（様式第３号）

(3)　宿泊証明書（様式第５号）

(4)　収支決算書（様式第２号）

(5)　秋田内陸縦貫鉄道乗車確認書（様式第６号）

(6)　その他必要と認められる書類

(補則)

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。